

鶴見区社会福祉協議会 一般競争入札「自動火災報知設備および非常放送設備更新工事」
実施要項・仕様書

次のとおり、入札を実施いたします。

- 1 入札名称 大阪市鶴見区社会福祉協議会
一般競争入札「自動火災報知設備および非常放送設備更新工事」
入札内容は「8 仕様書」「特記仕様（別紙）」のとおり
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
 - (2) 大阪市の入札参加資格者名簿 「登録種目 080：電気工事 工事種目 04：電気工事」及び「登録種目 270：消防施設工事 工事種目 09E：消防施設工事」を有するものであること。また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置並びに入札除外措置の対象でない者。
 - (3) 次に掲げる基準を満たす資格者を当該工事施工中は配置できること。
甲種消防設備士第 4 類および 1 種電気工事士もしくは 1 級または 2 級電気工事施工管理技士
 - (4) 平成 20 年以降において消防設備本件と同等の消防設備工事を元請として施工した実績（履行を完了したもの）を有することを証する書面工事実績情報（CORINZ）の写し等を添えて持参または郵送にて提出できること。
 - (5) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められるものでないこと。
 - (7) 租税（消費税及び地方消費税、大阪市税に係る徴収金等すべて）に滞納がないこと。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）ではないこと。
 - (9) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係を有するものでないこと。その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。
 - (10) 令和 4 年度経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気および消防施設の総合評定値（P）が 900 点以上あること。
- 3 参加申請
申請期間 ～令和 5 年 6 月 23 日（金）午後 5 時まで
提出書類 入札参加申請書（様式 1）
次の（1）～（6）
 - (1) 令和 3・4・5 年度大阪市入札参加有資格者名簿「登録種目 080：電気工事 工事種目 04：電気工事」及び「登録種目 270：消防施設工事 工事種目 09E：消防施設工事」「電気工事」および「消防工事」を有する

写し

- (2) 建設業の許可証明書の写し
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し
- (4) 配置技術者の雇用関係を証する資料として次の何れかとし、所属会社名が記載しているものとする。
 - ・健康保険被保険者証の写し
 - ・住民税特別徴収税額通知書の写し
 - ・雇用保険における被保険者証または被保険者証通知書の写し
- (5) 配置技術者の資格者証として以下の写し
 - ・甲種消防設備士第4類資格者証
 - ・1種電気工事士資格者証または電気工事施工管理技士（1級または2級）資格者証
- (6) 同種の工事実績（自動火災報知機P型1級受信機25回線以上、非常放送設備、付帯工事一式）として、工事実績情報（CORINZ）の写し、または請負契約書等工事内容がわかるもの。

※「様式1」および(1)～(6)のすべて

提出方法 本会へ持参または郵送にて提出してください。

申請確認 申請書の確認後、「入札指名通知書」を送付します。

質問事項 仕様書に関する質問事項については、文書により本会まで提出してください。

提出期間 令和5年6月24日（土）午前10時～6月30日（金）午後3時まで（提出期間外の提出は無効となります。）

現地確認 事前に当会と調整が必要です。

令和5年6月24日（土）・6月27日（火）～30日（金）

すべて、午前10時～午後5時 ※当会の通常業務時間での確認になりますので、確認時は当会利用者等へのご配慮願います。

4 応札方法 入札締切 令和5年7月7日（金）正午

(1) 入札書の提出について

次の①②を提出してください。

①入札指名通知書

②次の項目A～Cの内容を満たしている見積書を提出してください。

A 住所又は事務所所在地、商号又は名称、氏名又は代表者氏名を記載し社印を押印しているもの

B 見積書は、仕様書に記載している工事内訳明細書【直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費（法定福利費記載すること）合計金額、消費税および地方消費税額】がわかるように作成してください。

C 記載様式は指定なし

(2) 代理人が入札を行う場合には入札書とともに委任状（様式2）を提出してください。

(3) 辞退届の提出について、「入札申請書」提出後、入札を希望しない場合には、辞退届（様式3）を提出してもらう。

(4) 本会へ持参または郵送にて提出願います。

(5) 提出時には必ず、①②を封筒に入れ、封をしてください。但し、委任状は入札書①②を入れる封筒内には入れないでください。郵送で提出される場合は、ご注意願います。

5 改札方法

開札日 令和5年7月7日(金)午後2時

場 所 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会
鶴見区在宅サービスセンター 会議室

所在地 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号

6 決定方法 入札書を開封し、予定価格以下で入札金額が最も低い業者で有効な入札を行ったものを落札業者とします。最低価格が複数の場合は、該当者のみで再度、応札を実施します。応札方法は該当者のみに通知します。

開札には必ず立ち会う必要はありません。

7 その他事項

(1) 入札申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 入札後、落札までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む)が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、参加資格を有しないものがした入札とみなし無効とします。

(3) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとします。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は契約の解除を行う場合があります。

(5) 保証人は不要とします。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると当会が認めるとき、又は災害その他やむをえない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当したときは、無効となります。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 入札期限までに提出されなかった入札
- 入札者の記名押印のない入札
- 同一入札について、入札者及びその代理人が2つ以上の入札をしたときはその全部の入札
- 同一入札について、入札者及びその代理人それぞれ入札をしたときはその双方の入札
- 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- 入札に関し不正な入札行為を行った者がした入札
- 再度の入札については、前回、最低入札金額以上の金額でした入札
- その他入札に関する条件に違反した入札

(8) すべての書類提出先

提出先 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会(入札担当)行き

所在地 〒538-0051 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号

電話 06-6913-7070

担当 地域支援担当係長 松本

8 仕様

- (1) 件名 自動火災報知設備および非常放送設備更新工事
- (2) 履行場所 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号 鶴見区在宅サービスセンター
- (3) 工事期限 令和6年3月1日(金)午後5時まで
※工事実施時間は午前9時15分から午後5時30分までとする。
※工事期限等詳細については受注者と協議のうえ決定する。
- (4) 対象設備 改修の対象となる防災設備箇所および数量等については別紙【機器一覧表】を参照。各機器の設置位置・数量等は現況を優先します。

(5) 業務の概要等

- ①作業に必要な部材については、受注者の責任で手配すること。
- ②作業に必要な消耗品、交通費及び諸経費等は、受注者にて負担すること。
- ③作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと。
- ④作業の安全管理は受注者の責任で行い、本会はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
- ⑤作業を行う際には、資材等の搬出入の対象となる出入口、玄関、廊下、通路、エレベータホール、エレベータ籠内、作業床、その他の出隅等破損の恐れのある場所、什器については養生を行うものとし、養生に使用する資材、養生の範囲等の仕様については、本会管理担当責任者と十分協議し、了承を得ること。
- ⑥工事施工に伴う発生物の収集、運搬、処分については本工事に含まれる。
「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に搬送処分し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行わないように、また産業廃棄物報告書(マニフェストの写し)等を提出すること。不法投棄等第三者に損害を与えるような行を行ってはならない。
- ⑦万一、作業中に本会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに本会管理担当責任者に報告のうえ、受注者の責任で原状回復を行うこと。
- ⑧すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。
- ⑨受注者は作業完了に関する内容(実施日、実施者名簿、機器名ならびに施工写真、産業廃棄物管理票)を書面により提出すること。
- ⑩石綿含有の有無の確認が必要な解体・改修の作業を行う場合には、受注者の負担にて調査を実施し関係行政への報告を行うこと。
また、石綿含有建材に関する解体・改修を行う場合は規制内容を遵守した作業を行うこと。なお、費用負担に関しては本会と別途協議のうえ決定するものとする。

(6) 工事内容

- ①自動火災報知設備更新
- ②非常放送設備更新
- ③既設機器撤去
- ④所轄消防署届け出・試験・調整等一式
- ⑤その他付帯工事一式

※本仕様書に記載されていない事項は民間（七会）連合協定請負工事契約約款の内容
によるものとする。

（7）着工書類

- 施工計画書
- 工事着手届
- 現場代理人選任届
- 主任技術者選任届
- 工程表

（8）竣工書類

- 工事完了届
- 報告書（工事写真・竣工図等）
- 取扱説明書
- 保証書
- 廃材処分マニフェスト（写し可）
- その他発注者が指示するもの

（9）導入する施設の既存設備・図面等

- 本会に備える図面等を参考とし図面と相違があった場合現況を優先する。なお、本会
は図面と相違があっても何ら責任を負わない。